

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例（中間案）

概要

R8.4.1から施行

前文（背景）

- ・ 歴史と伝統ある伊勢茶は、現代においても三重県の主要な農産物
- ・ 国内での緑茶消費量が減少する一方、海外需要の増進等といった消費拡大の気運の高まりもみられる
- ・ このような中、伊勢茶の歴史と伝統の継承、新しい伊勢茶の親しみ方の創出等がなされるよう、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図っていく



条例の目的

伊勢茶の普及の促進及び
伊勢茶に親しむ機会の確保
の2本柱により、伊勢茶に親しむ
暮らしの推進を図る
→伊勢茶の振興に寄与

この条例における「伊勢茶」

この条例において「伊勢茶」とは、
県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう
※ 緑茶のみならず、ウーロン茶、紅茶等も広く対象
※ いかなる名称であるかを問わない



基本理念

- 伊勢茶の普及の促進
 - ・ 様々な場において伊勢茶に親しむ環境を整備
 - ・ 伊勢茶の価値向上及び消費拡大を図る
- 伊勢茶に親しむ機会の確保
 - ・ 伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せ、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつなげる

役割等

- 県の責務 ○茶業者の役割
- 茶業団体の役割
- 飲食店営業者等の役割
- 茶業者等への支援
- 県民の協力等 ○市町との協働
- 連携協力体制の整備

推進計画

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策の推進を図るため、伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画を策定

※ 現行の「伊勢茶振興計画」と一体に策定することを想定

基本的施策

- 伊勢茶の普及の促進
 - ・ 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進
 - ・ 伊勢茶等による乾杯の取組の促進
 - ・ 伊勢茶の普及宣伝等の強化
 - ・ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進 ・ 伊勢茶の輸出の促進
- 伊勢茶に親しむ機会の確保
 - ・ 学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保
 - ・ 伊勢茶学に基づく食育の推進
- 顕彰
- 伊勢茶初摘みの日（八十八夜） ※おおむね5月2日
- 伊勢茶に親しむ月間（11月）

